

地域総合整備資金貸付要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たりその基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 貸付条件等

(貸付対象費用)

第2条 貸付の対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は次に掲げるものとする。

- 一 設備の取得等に係る費用
- 二 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては5人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第3条第2号に規定する脱炭素先行地域づくり事業、同条第3号に規定する重点対策加速化事業及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日環地域事発第2402131号）第3条第2号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（以下「地域脱炭素推進交付金の対象事業」という。）並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上）、市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの。ただし、設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の

営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。

三 用地取得等契約後５年以内に事業の営業開始が行われるもの

２ 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付対象から除外する。

一 第三者に売却又は分譲することを予定する施設

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）

第２条第１項に定める風俗営業及び同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

（貸付対象者）

第４条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

（貸付額）

第５条 第３条に規定する貸付の対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）一件当たりの貸付額は、１百万円以上とし、都道府県及び指定都市にあつては１００億円、市町村にあつては２５億円を限度とする。

２ 貸付対象事業一件当たりの第２条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を第２条第１号に規定する設備の取得等に係る費用の３分の１を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の５０パーセントを限度とする。

３ 貸付対象事業一件当たりの第２条第２号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業一件当たりの貸付額の総額の２０パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあつては５０パーセント）未満とする。

４ 沖縄県の区域（第６項及び第７項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第１項の適用については、同項中「１００億円」とあるのは「１２５億円」と、「２５億円」とあるのは「３１．２億円」とする。

５ 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成１７年法律第２４号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）（第６項及び第７項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業（沖縄県の区域において実施されるものを除く。）に係る第１項の適用については、同項中「１００億円」とあるのは「１２５億円」と、「２５億円」とあるのは「３１．２億円」とする。

６ 定住自立圏構想推進要綱（平成２０年１２月２６日付け総行応第３９号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第１項及び第２項の適用については、第１項中「１００億円」とあるのは「１５０億円」と、「２５億円」とあるのは「３８億円」とし、第２項中「５０パーセント」とあるのは「６０パーセント」とする。

７ 連携中枢都市圏構想推進要綱（平成２６年８月２５日付け総行市第２００号総務省自治行政局長通知）に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又

はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「100億円」とあるのは「150億円」と、「25億円」とあるのは「38億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

8 地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「100億円」とあるのは「150億円」と、「25億円」とあるのは「38億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。

9 一件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は5年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、貸付対象事業に係る施設・設備の耐用年数を超えない範囲で、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、地方公共団体が地域総合整備資金の償還期間を20年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30年（5年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 地方公共団体は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を

直ちに償還するものとする。

- 一 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
 - 二 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、地方公共団体が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
- 一 借入人が、地方公共団体が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
 - 二 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - 三 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
 - 四 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
 - 五 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
 - 六 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
 - 七 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
 - 八 借入人が解散したとき。
 - 九 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。
 - 十 前各号のほか地方公共団体において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第3章 貸付手続等

（借入申請）

第14条 地方公共団体から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、当該地方公共団体に申込みを行わなければならない。

- 一 事業者概要書
- 二 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書
- 三 年度別損益・資金収支計画書
- 四 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- 五 連帯保証予定者の意見書
- 六 その他貸付審査に当たり必要な補足資料

（貸付けの決定）

第15条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けが、

本貸付要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

（貸付決定の通知等）

第 16 条 地方公共団体は、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

（事情変更による決定の取消）

第 17 条 地方公共団体は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第 1 項の処分をした場合に準用する。

（貸付金の交付）

第 18 条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結の後、一括して、地方公共団体の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

第 4 章 貸付金の管理

（貸付金の管理）

第 19 条 地方公共団体は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

第 5 章 事務の委託

（貸付け等に係る事務の委託）

第 20 条 地方公共団体は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

（事務委託の手続き）

第 21 条 前条に規定する委託に際しては、地方公共団体は、財団と委託契約を締結する。

附 則

（過疎地域等における貸付額の特例）

第 1 条 令和 13 年 3 月 31 日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業（第 5 条第 6 項及び第 7 項並びに附則第 7 条に該当する場合を除く。）に係る第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の適用については、同条第 1 項中「100 億円」とあるのは「120 億円」と、

「25億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「125億円」とあるのは「150億円」と、「31.2億円」とあるのは「37.4億円」と読み替えるものとする。

（離島振興対策実施地域における貸付額の特例）

第2条 令和15年3月31日までの間は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「125億円」とあるのは「150億円」と、「31.2億円」とあるのは「37.4億円」と読み替えるものとする。

（奄美群島における貸付額の特例）

第3条 令和11年3月31日までの間は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「125億円」とあるのは「150億円」と、「31.2億円」とあるのは「37.4億円」と読み替えるものとする。

（小笠原諸島における貸付額の特例）

第4条 令和11年3月31日までの間は、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「125億円」とあるのは「150億円」と、「31.2億円」とあるのは「37.4億円」と読み替えるものとする。

（沖縄県の離島における貸付額の特例）

第5条 令和14年3月31日までの間は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」（第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「125億円」とあるのは「150億円」と、「31.2億円」とあるのは「37.4億円」と読み替えるものとする。

（特別豪雪地帯における貸付額の特例）

第6条 令和14年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第

73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」(第5条第6項及び第7項並びに附則第7条に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「120億円」と、「25億円」とあるのは「30億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、同条第4項及び第5項中「125億円」とあるのは「150億円」と、「31.2億円」とあるのは「37.4億円」と読み替えるものとする。

(特定被災地方公共団体等における貸付額の特例)

第7条 令和13年3月31日までの間は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、福島県及び福島県の区域内の市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、福島県の区域内の市町村(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5条第1項及び第2項の適用については、同条第1項中「100億円」とあるのは「150億円」と、「25億円」とあるのは「38億円」と、同条第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と読み替えるものとする。

(経過措置)

第8条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、岩手県及び宮城県並びに岩手県及び宮城県に所在する市町村又はその区域の全部若しくは一部が同条第3項に規定する「特定被災区域」内にある地方公共団体のうち、岩手県及び宮城県(第5条第6項及び第7項に該当する場合を除く。)において、令和7年度以前に貸付決定をした貸付対象事業については、貸付対象期間が終了するまで、従前と同様の特例措置を講ずるものとする。

森林・林業振興対策

山村地域の基幹的産業である林業・木材産業の振興対策を推進し、また森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資するとともに、山村地域の活性化を促進するため、必要な地方財政措置を講じる。

1 森林管理対策

- ① 公有林等間伐対策
 - ・公有林等における間伐等の管理に対する財政支援
 - ・公有林における作業道の整備に対する財政支援
- ② 民有林の公的整備
 - ・公的管理が必要な民有林について所有者との協定等により一定期間にわたり管理・整備を行う地方公共団体や森林整備法人に対する財政支援
- ③ 森林の公益的機能の維持増進
 - ・森林の公益的機能を維持増進させるための取組を行う林業公社に対する地方公共団体の利子補給等に対する財政支援
 - ・森林の公益的機能を維持増進させるとともに管理コストの抑制を図るため、伐期延長や複層林化による人工林の天然林化を促進する取組に対する財政支援
- ④ 森林・山村多面的機能発揮対策
 - ・森林の有する多面的機能を発揮させるため、民間活動組織が行う里山林等の森林の保全管理や、広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対する支援

2 林業振興対策

- ① 新たな緑の雇用担い手育成対策
 - ・森林整備の担い手である森林作業員を育成するためのOJT研修等を実施
 - ・林業への新規就業者の定着のための福利厚生、技術講習、安全衛生等の条件整備等
- ② 森林整備地域活動等支援
 - ・森林経営計画の作成や施業集約化に必要な森林情報の収集（不在村森林所有者情報の取得、現地確認等）、境界の確認等の地域活動及び既存路網の簡易な改良等に対する支援
- ③ 地域材利用促進対策
 - ・地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策、木質バイオマス・エネルギーの利用促進対策、地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等
 - ・地域材を利用した住宅建設に対する低利融資

農山漁村地域活性化対策

農山漁村地域の生活環境の整備や都市と農山漁村の共生・対流等を促進する地方単独事業や国の施策との連携事業を支援するため、必要な地方財政措置を講じる。

農山漁村地域活性化事業等

農山漁村地域の活性化を一層促進するため、農林漁業振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業を支援

① 日本型直接支払

- ・「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援

※「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が第186回通常国会で成立し、平成27年度から法律に基づく国庫補助事業として実施されている。

(1) 多面的機能支払交付金

農業者による組織が行う、水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組や、その機能を増進するための改良、補修等の取組に対する支援

(2) 中山間地域等への直接支払い

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地との農業生産条件のコスト差を支援

(3) 環境保全型農業直接支援対策

環境保全効果の高い営農活動を行う事に伴う追加的コストを支援

② 農山漁村地域活性化事業

- ・人口の減少や高齢化が進展しつつある農山漁村地域の活性化を図るため、農林漁業の振興をはじめ、自主的・主体的な地域づくりを推進するためのソフト事業

③ 水産多面的機能発揮対策

- ・漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「環境・生態系保存」、「海の安全確保」、「漁村文化の継承」に係る活動への支援を通じ、水産業・漁村を活性化

④ 離島漁業再生支援

- ・離島漁業を再生するための、漁場の生産力向上等に取り組む集落活動を支援

⑤ 特定有人国境離島漁村支援

- ・特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を支援

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 1 日
改正令和 7 年 4 月 14 日

各都道府県財政担当課 }
各都道府県市町村担当課 } 御中

総務省自治財政局準公営企業室

へき地保健医療等に対する地方財政措置について

へき地保健医療等に対する地方財政措置については、「へき地保健医療等に対する地方財政措置について」（平成 30 年 6 月 29 日付け総務省自治財政局準公営企業室事務連絡）により通知していたところですが、本年度よりへき地における保健医療対策を「医療計画について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 16 号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施していることに伴い、地方財政措置について、次のとおり講じることとしていますのでお知らせします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願い申し上げます。

1 へき地保健医療事業実施計画策定費

へき地保健医療事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）の策定に要する経費について、都道府県に対し所要の措置を講ずる。

2 施設設備整備費

(1) 施設設備整備費については、病院事業・介護サービス事業債の対象とする。

(2) 当該地方債に係る元利償還金について、関係地方公共団体に対し地方交付税措置を行う。

3 上記 2 以外の事業費

(1) 上記 2 以外の事業費（運営費等）については、事業実施計画に計上された次のような事業のうち必要と認められるものに対して地方交付税措置を行う。

なお、想定される主な経費は次のとおりである。

- ① へき地医療確保のための各都道府県における調整機関であるへき地医療支援機構の運営に要する経費
 - ② へき地医療拠点病院等により診療支援事業等を行う場合は、当該病院等が行う巡回診療に要する経費
 - ③ ②の事業を実施するために必要となる医師、看護師等医療従事者職員の確保及び配置に要する経費（職員給与費の増嵩分）
 - ④ へき地診療所等への応援医師、代診医師等の派遣に要する経費
 - ⑤ ④の事業を実施するために必要となる医師、看護師の確保及び配置に要する経費（職員給与費の増嵩分）
 - ⑥ へき地勤務医師及び看護師等の研究研修に要する経費
 - ⑦ へき地医療拠点病院等及びへき地診療所等の訪問看護に要する経費
 - ⑧ オンライン診療等の遠隔医療に係るシステム運営に要する経費
 - ⑨ 離島等における救急患者搬送に伴い地方公共団体が負担した経費
- (2) (1)の①から③及び⑤については、都道府県に対して所要の措置を講ずることとし、事業実施主体が都道府県でないときにおいても都道府県に対して所要の措置を講ずるものとする。また、(1)の④及び⑥から⑨については、関係地方公共団体に対して所要の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)の①から③及び⑤の場合において事業実施計画により、地方公共団体の要請に基づき公的病院等が同様の業務を行い、当該経費を都道府県が助成する場合にも所要の措置を講ずるものとする。また、(1)の⑦及び⑧の場合において事業実施計画により、地方公共団体の要請に基づき公的病院等が同様の業務を行い、当該経費を関係地方公共団体が助成する場合にも所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 各病院等の(1)の②から⑦の経費に係る(2)による都道府県又は関係地方公共団体に対する特別交付税措置については、1) 基準額と2) 当該団体の一般会計による繰出額（一部事務組合、広域連合、公営企業型地方独立行政法人又は公立大学法人が経営する病院等にあつては運営費負担金等のうち繰出額に相当する額及び指定管理者制度を導入している病院等にあつては指定管理料等のうち繰出額に相当する額とする。以下同じ。）又は助成額（国庫補助金等の特定財源を控除した額をいう。以下同じ。）に措置率（0.8）を乗じた額とを比較して、いずれか低い額を算定額とする。
- 1) 基準額
各項目に定める単価に日数等を乗じた額の合算額
 - 2) 当該団体の一般会計による繰出額又は助成額
各項目に対応する当該団体の一般会計による繰出額又は助成額として総務大臣が調査した見込額の合算額

(5) 各公的病院等の(1)の②、③、⑤及び⑦の経費に係る(3)による都道府県又は関係地方公共団体に対する特別交付税措置についても、1) 基準額と2) 当該団体の助成額に措置率(0.8)を乗じた額とを比較して、いずれか低い額を算定額とする。

1) 基準額

各項目に定める単価に日数を乗じた額の合算額

2) 当該団体の助成額

各項目に対応する当該団体の助成額として総務大臣が調査した見込額の合算額

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱

1 趣旨

市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、「小規模集合排水処理施設整備事業」（以下「本事業」という。）を地方単独事業により実施するものとする。

2 対象団体

本事業の対象団体は、市町村（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

本事業の対象は、汚水、汚泥又は雨水を集合的に処理する施設及びこれに附帯する施設の整備（本事業により整備された施設の改築を含む。以下同じ。）とする。

4 事業要件

本事業の実施要件は次のとおりとする。

- (1) 市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、処理の対象となる住宅戸数（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）が、原則として10戸以上20戸未満の規模であるものを地方単独事業により整備するものであること。
ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域においては、農業集落排水施設に係る国庫補助制度の対象とならないものを整備するものであること。
- (2) 特別会計により経理されること。
- (3) 使用料条例を設け、汚水処理について適正な使用料の徴収が確実と見込まれるものであること。

5 事業の整備水準等

本事業による施設の整備は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づき実施するものとし、施設の処理性能等の事業の整備水準等については、別に定めるところによるものとする。

6 事業計画の策定

- (1) 本事業を実施しようとする市町村は、都道府県と協議、調整のうえ、小規模集合排水処理施設整備計画（以下「本計画」という。）を策定し、都道府県を経由して、自治省に提出するものとする。
- (2) 本計画の策定にあたっては、市町村及び都道府県において関係部局との十分な連絡、調整を図り、本事業の円滑な実施に努めるものとする。
- (3) 本計画に記載すべき事項その他本計画の策定、提出等については、別に定めるところによるものとする。

7 事業の実施手続き

- (1) 市町村は、毎年度、本事業について、起債申請手続き等を行うものとする。
- (2) 本事業の当該年度の実施状況及び翌年度の実施予定事業量について、自治省は、関係地方公共団体に対し報告を求めることができるものとする。

8 事業の支援

本事業は、自治省、厚生省及び農業振興地域にあっては農林水産省が協調して支援するものとする。

9 財政措置

本事業については、当該事業実施年度における一般会計繰出金について地方交付税措置を講じるとともに、下水道事業債を充当するものとする。

個別排水処理施設整備事業実施要綱

1 趣旨

下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進等を図るため、「個別排水処理施設整備事業」（以下「本事業」という。）を地方単独事業により実施するものとする。

2 対象団体

本事業の対象団体は、市町村（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

3 対象事業

本事業の対象は、地方単独事業により行う個別合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、各戸ごと（共同住宅にあつては、各共同住宅ごと）に、し尿と併せて雑排水を処理するものをいう。以下同じ。）の整備（本事業により整備された個別合併処理浄化槽の改築を含む。以下同じ。）とする。

4 事業要件

本事業の実施要件は次のとおりとする。

(1) 次の各号に定める事業のいずれかであること。

① 下水道、農業集落排水施設等の集合処理施設に係る処理区域の周辺地域において、当該集合処理施設と一体的に運営するものとして、原則として当該事業年度内に20戸未満（共同住宅にあつては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。以下同じ。）の住宅について個別合併処理浄化槽を整備する事業

② ①以外の事業であつて、特定地域生活排水処理事業の対象となる地域において、原則として当該事業年度内に10戸以上20戸未満の住宅について個別合併処理浄化槽を整備するもの

(2) 特別会計により経理されること。

(3) 汚水処理について適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。

5 事業の整備水準等

本事業による個別合併処理浄化槽の整備は、浄化槽法の規定に基づき実施するものとし、個別合併処理浄化槽の処理性能等の事業の整備水準等については、別に定めるところによるものとする。

6 事業計画の策定

(1) 本事業を実施しようとする市町村は、都道府県と調整のうえ、個別排水処理施設整備計画（以下「本計画」という。）を策定し、都道府県を経由して、自治省に提出するものとする。

(2) 本計画の策定にあたっては、市町村及び都道府県において関係部局との十分な連絡、調整を図り、本事業の円滑な実施に努めるものとする。

(3) 本計画に記載すべき事項その他本計画の策定、提出等については、別に定めるところによるものとする。

7 事業の実施手続き

(1) 市町村は、毎年度、本事業について、起債申請手続き等を行うものとする。

(2) 本事業の当該年度の実施状況及び翌年度の実施予定事業量について、自治省は、関係地方公共団体に対し報告を求めることができるものとする。

8 事業の支援

本事業は、自治省及び厚生省が協調して支援するものとする。

9 財政措置

本事業については、当該事業実施年度における一般会計繰出金について地方交付税措置を講じるとともに、下水道事業債を充当するものとする。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R8当初予算額
(R7当初予算額)

0.2億円
0.2億円)



農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。



小学校
中学校
高等学校

学校教育活動
社会教育活動

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

農林漁業の宿泊体験活動

- ◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネーターの活用
- ◆課題解決に向けた研究と実践



農山
漁村



杉並区の小学生→山形県飯豊町
(宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続)

①子供農山漁村交流支援事業（上限：1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が連携して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。 ※対象経費：コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、「**子供の農山漁村体験交流計画**」の策定を支援。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。



首都圏を中心とした
角川ドワンゴ学園の中高生→
福島県西会津町
(町と学園の包括連携協定を活用し
て交流、手厚い受入体制を構築。
定員15名に対して112名の応募)

POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体（地域要件あり）

○活動期間：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R8＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限（報償費等：350万円、その他活動経費：200万円）

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）**

※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）

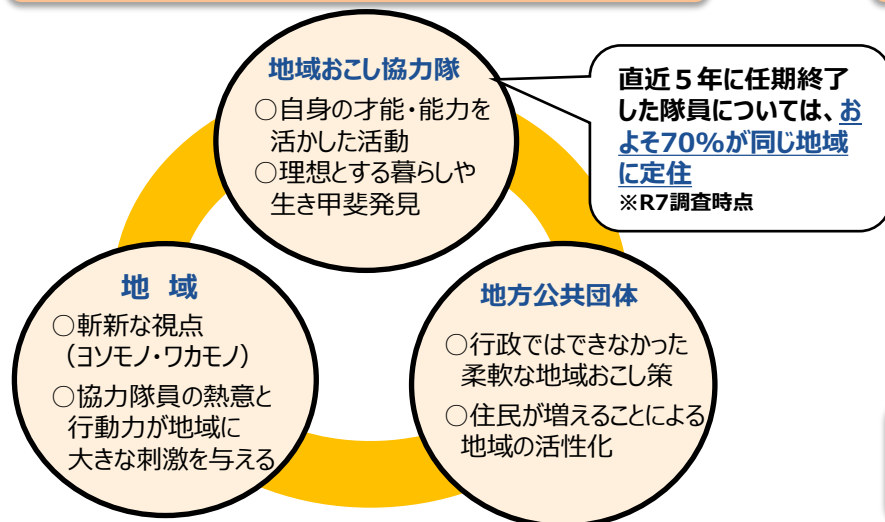
・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

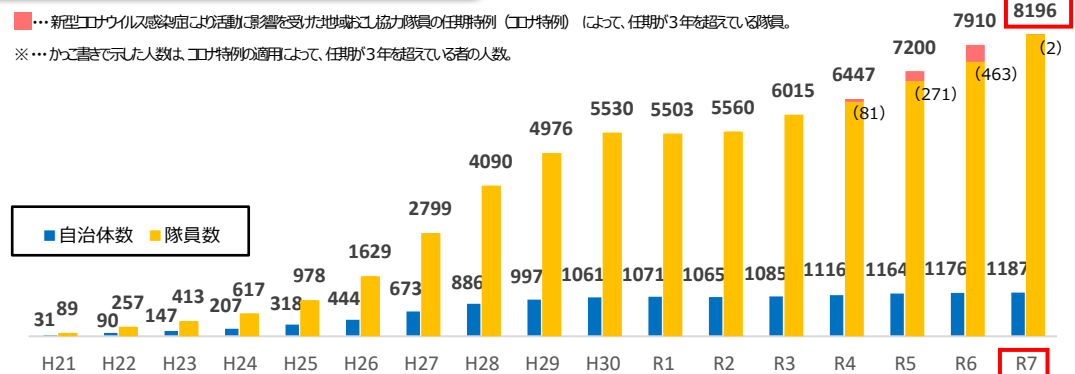
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **隊員数10,000人を目標**



隊員の**約4割は女性**

227

隊員の**約6割が20歳代と30歳代**

直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R7調査時点

集落支援員



- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 ①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**や
 その取組主体となる**地域運営組織**などをサポート

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、
住民とともに集落点検
を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、
住民と市町村との間で集落の現状、課題、
あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、
住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

集落支援員の活動イメージ



③ 集落の維持・活性化に向けた取組や 取組主体となる地域運営組織などをサポート

- ① デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ② 都市から地方への移住・交流の推進
- ③ 特産品を生かした地域おこし
- ④ 高齢者見守りサービスの実施
- ⑤ 伝統文化継承
- ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費 ① 集落支援員の設置

② 集落点検の実施

③ 集落における話し合いの実施

④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額

専任 500万円 ※2

兼任 40万円

※ 1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※ 2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

● 配置状況 (R7年度)

専任 3,270人

兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

- 約 5 割が50代以下
- 約 5 割が元会社員・元公務員・元教員
- 約 9 割がそれまで暮らしていた自治体で活動

POINT

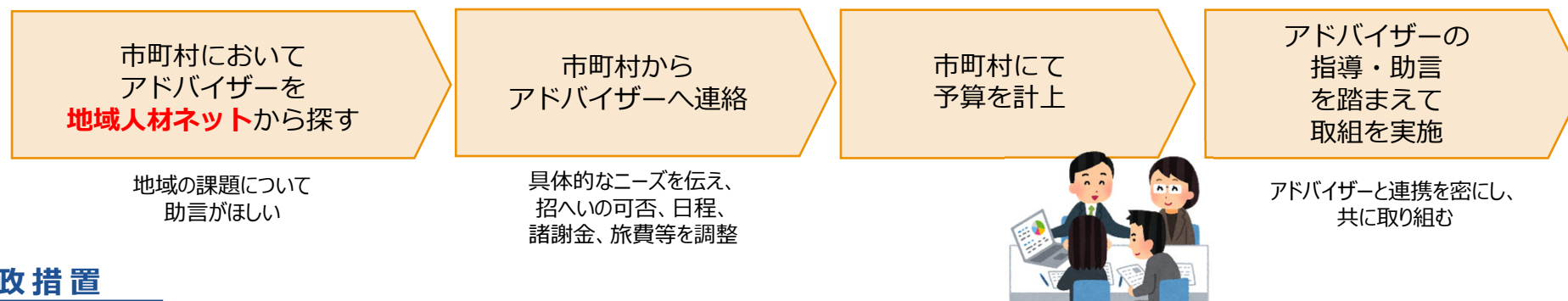
地域力創造アドバイザー



地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件
活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上招へいし、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用（610万円/年）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円/年）
謝金は対象外

アドバイザー活用事例

POINT

- 様々な分野の専門家をリストアップ
- 招へい経費について、最大（610万円/年）を特別交付税で措置
- 活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数

活用事例集は
こちら→



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度 令和8年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）



令和8年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。

併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

1. 特別交付税措置期間の拡充

- 地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、これまで1市町村当たりの活用期間を最大3年間としていたところ、
3年活用済の市町村においても、異なるアドバイザーを活用する場合、新たに3年間活用を可能とする。
(アドバイザー1人につき最大3年間活用可能)

2. 特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

- 民間専門家活用の上限額の引き上げ
【R7】1市町村当たり590万円／年 ⇒ 【R8】1市町村あたり610万円／年
- アドバイザーへの謝金単価の上限の設定
謝金（報償費）単価の上限を国の諸謝金等使用基準（9,300円／時）とする。